

Ⅲ. 留意いただきたい内容

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

1. 留意いただきたい事項

（1）個別支援計画について

○個別支援計画原案の保存について

原則保存不要です。ただし、個別支援計画本案について、原案から変更があった際は、原案も保存してください。

○ヘルパーの変更について

ヘルパーの変更に限らず当初の個別支援計画内容から変更があればその都度、変更内容を計画に記載してください。

○支給決定期間の記載について

個別支援計画に記載する必要はありません。

Ⅲ. 留意いただきたい内容

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

2. 経過措置事項

（1）行動援護従事者の経過措置の延長

令和6年度報酬改定により、行動援護サービス提供責任者、従事者の資格要件に関する経過措置が令和9年3月31日まで延長されています。期間内に必要な研修を修了し、適正な人材の確保に努めてください。

○ポイント

【サービス提供責任者資格要件】

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者（ただし、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において、上記(2)※のAからEまで又は居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。）

なお、看護師等の資格を有する者は、1級課程の全科目が免除可能であり、1級課程を修了したものとして取り扱い、3年以上の実務経験は要件としない。また居宅介護職員初任者研修の課程を修了したとされていた看護師等については、3年以上の実務経験は、要件としないこと。

※解釈通知 第三の1(2)②を参照してください。

○ポイント

【従事者要件】

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者

ただし、令和6年3月31日において居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、令和9年3月31日までの間は、資格要件に適合するものとみなす。